

# 応募要領書

平成30年度

高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業

(TRU廃棄物処理・処分に関する技術開発)

パッケージの長期健全性評価手法の検討

平成30年9月

公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター

## 1. 要領書の適用

本要領書は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「原環センター」という。）が、民間企業等（以下「企業」という。）に発注する業務に関する応募要領を示すものである。企業は、本要領書及び評価基準書に基づき、本業務に係る提案書等を原環センターに提出するものとする。

## 2. 応募対象業務件名、内容及び概算費用

### (1) 件名

平成30年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業  
（TRU廃棄物処理・処分に関する技術開発）のうち  
廃棄体パッケージの閉じ込め性能に係る試験と評価  
パッケージの長期健全性評価手法の検討

### (2) 業務内容

本業務は、経済産業省資源エネルギー庁の委託に基づき実施する事業の一部であり、業務の目的、内容、提出物及び業務実施期間等については別紙「仕様書 平成30年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業（TRU廃棄物処理・処分に関する技術開発）のうち廃棄体パッケージの閉じ込め性能に係る試験と評価 パッケージの長期健全性評価手法の検討」のとおりである。

### (3) 概算費用

9,720千円（税込）を限度とする。

## 3. 提案応募要件

今回の応募に対する提案は、以下の要件を備えている必要がある。

- (1) 原環センターから提示された仕様に基づき、調査を実施すること。
- (2) 原環センターから提示された請負契約書に合意すること。
- (3) 単体企業にて提案を行うこととし、共同企業体による応募は認めない。
- (4) 原環センターの「登録業者名簿及び指名基準に関する取扱要領」に定める参加資格を有し、登録者名簿の2つの業種区分「処理・処分技術調査」に登録されている者であること。なお、原環センターへの登録は随時受け付け中であり、非登録業者は公告後に速やかに登録申請することができる。
- (5) 応募の時に、当センター「指名型競争参加者指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと
- (6) 上記の応募資格及び要件を確認され、評価基準書の配布を受けた者であること。
- (7) 次の各号の該当するものは、応募することができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 二 原環センターに関し、次に掲げるものの一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
  - イ 契約の履行に当たり故意に調査等を粗雑にし、又は調査等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - ホ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 三 上記(4)の取扱要領に規定する資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項について虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかった者

#### 4. 提案書作成要領

別紙「仕様書 平成30年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業（TRU廃棄物処理・処分に関する技術開発）のうち廃棄体パッケージの閉じ込め性能に係る試験と評価 パッケージの長期健全性評価手法の検討」を参照のこと。また、提案書は5.(1)の評価基準に従って評価するため、提案書に該当する評価項目を含めること。

##### (1) 提出物・部数

- ・ 提案書：4部
- ・ 見積書：2部

注) 審査の公平を期すために、提出物には、提出した個人、企業が特定できるような名前やロゴ等はいれない事。

注) 提案書は日本工業規格A4版とする。提案書と同じ内容が入力された電子媒体も提出する。

##### (2) 提出期限

平成30年10月9日（火）15：00

##### (3) 提出先

（公財）原子力環境整備促進・資金管理センター 総務部長宛とする。

##### (4) 提出方法

上記の提出先まで、郵送又は持参すること。（日時厳守）

なお、FAX及び電子メールでの提出は受理しない。

## (5) その他

- ・ 原環センターが貸与した資料は、本提案書を作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないこと。
- ・ 選定の成否を問わず提案書等の作成費用は支給しない。
- ・ 提出された提案書等は取引予定先の選定のためのみに使用するものとし、公開はしない。また、返却しない。
- ・ 提出される提案内容は、取引先の選定のために使用することを主目的としているため、取引先選定後の当センターとの契約段階では再度、仕様等について協議するものとする。

## 5. 評価及び選定について

### (1) 提案書の評価項目

次の項目を評価の対象とする。

- ・ 調査目的
- ・ 全体計画
- ・ 実施内容
- ・ 実施体制
- ・ 品質マネジメント体制
- ・ 調査実績
- ・ 実施予定額

### (2) 取引先の選定方法

受理した提案書類を基に、原環センター内に設置する契約審査委員会での審査の上、取引先を選定する。

### (3) 選定結果の通知

提案内容の審査を行い、速やかに審査結果を通知する。なお、審査結果等の照合には応じない。

## 6. 説明会の開催

### (1) 説明会について

本業務の内容、応募に当たっての手続き等についての説明会を、次の(2)のとおり実施する。説明会への出席希望者は、平成30年9月14日(金)15時までに8.に示す担当者宛に電子メールで登録をすること。なお、事前登録のない者は出席できないことがある。(会場の都合により人数を制限することがある。)また、説明会に参加しない応募者は、説

明会開催日以降、8. の問い合わせ先に連絡の上、平成30年10月2日(火)15時までに評価基準書を受領すること。公募に参加するためには、評価基準書を受領しておく必要がある。

## (2) 説明会の日時及び場所

- ・ 日時：平成30年9月18日(火) 11:30
- ・ 場所：原環センター 第一会議室  
東京都中央区明石町6番4号 ニチレイ明石町ビル12階

## 7. 応募の辞退

評価基準書を受領した者が応募を辞退する場合、平成30年10月2日(火)15時までに当センターへその旨を伝えるとともに、仕様書を含む書類一式を当センターまで返却するものとする。

## 8. 問い合わせ先

本件に係わる問い合わせ先は、下記のとおりとする。

問合せ期間は、平成30年10月2日(火)15時までとする。また、問合せ内容及びその回答については、平成30年10月3日(水)17時までに評価基準書を受領した者にメールにて周知する。

原環センター 処分材料調査研究プロジェクト

川久保：kawakubo.masahiro(at)rwmc.or.jp

小林：m-kobayashi(at)rwmc.or.jp

(メールアドレスの(at)は@に変更してご利用ください)

TEL：03-6264-2111 (代表)

以上